

食品安全委員会（第817回会合）議事次第

1. 日時及び場所

令和3年5月25日（火） 14:00～
大会議室

2. 出席委員（6名）

佐藤 洋（委員長）
山本 茂貴（委員長代理）
吉田 緑
香西 みどり
堀口 逸子
吉田 充

3. 議事

- (1) 令和3年度食品健康影響評価依頼予定物質について（食品中の暫定基準を設定した農薬等）
（厚生労働省からの報告）
- (2) 令和3年度食品健康影響評価依頼予定物質について（飼料中の暫定基準を設定した農薬）
（農林水産省からの報告）
- (3) 食品安全基本法第11条第1項第1号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて
 - ・食品衛生法（昭和22年法律第233号）第13条第1項の規定に基づき定められた食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）のゲンチアナバイオレット試験法及び酢酸トレンボロン試験法の追加
（厚生労働省からの説明）

(4) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・農薬5品目

ブロフラニリド

1-ナフタレン酢酸

シアントラニリプロール

フェンピロキシメート

ペンシクロン

(厚生労働省からの説明)

・農薬及び動物用医薬品2品目

エトキサゾール

ペルメトリン

(厚生労働省からの説明)

・動物用医薬品3品目

エトキサゾールを有効成分とする牛の皮膚投与剤(ダニレス)

性腺刺激ホルモン放出ホルモン・ジフテリアトキソイド結合物を有効成分とする豚の注射剤(インプロバック)

プラジクアンテルを有効成分とするくろまぐろを含むすずき目魚類用飼料添加剤(水産用ベネサール、ハダクリーン)

(農林水産省からの説明)

・遺伝子組換え食品等3品目

DHA産生及び除草剤グルホシネート耐性キャノーラ(NS-B50027-4)

(厚生労働省及び農林水産省からの説明)

JPAo007株を利用して生産されたカルボキシペプチダーゼ

JPAo008株を利用して生産されたアミノペプチダーゼ

(厚生労働省からの説明)

(5) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

・農薬「ウニコナゾールP」に係る食品健康影響評価について

(6) その他